

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想



令和5年9月

竹田市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	・・・ 2
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	・・・ 5
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	・・・ 12
第 4	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	・・・ 16
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	・・・ 17
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	・・・ 18
第 7	その他	・・・ 30

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

竹田市は大分県の南西部に位置し、南は祖母・傾山系を挟んで宮崎県に、西は阿蘇外輪山の東斜面を境に熊本県に接し、北には九州の屋根といわれる久住山、大船山などのくじゅう山系に囲まれた中山間地域である。令和4年の平均気温は15.1℃、年間降水量は1,504mmとなっており、標高は約250m～600m以上の準高冷地に属し、その立地条件を生かして九州を代表する夏秋野菜の産地の一つとなっている。

令和3年の農業産出額は218.6億円で、部門別で最も多いのは畜産で114.2億円(52.2%)、次いで園芸が84.4億円(38.6%)、米は18.4億円(8.4%)の順になっており、大分県内ではトップの産出額を誇っている。近年は農業産出額が210億円を超え、畜産・園芸の伸びが顕著になっている。

このように竹田市の農業は、生産基盤の整備と気候の多様性を生かした生産性の向上と品目の多様化を進め、米、トマト、カボス、キャベツなどに加え、イチゴやネギ、ぶどう、花きといった作物の振興を図ってきた。その中でもトマトは、西日本でも有数の産地に育ち、大きな成果を収めている。また、県下最大の肉用牛生産地域でもあり、草地改良による豊かな草資源や広大な牧野(放牧地)を有効利用し、畜産振興を進めてきた。

しかしながら、国際情勢や農業をめぐる生産環境の変化、農業者の高齢化と担い手不足が深刻化しており、次世代の農業のあるべき姿が見えにくくなっている。

このような状況を踏まえ、竹田市では、平成28年3月に策定した「第2次農林業振興計画」を令和3年3月に改訂した。『元気で魅力ある農山村、知恵を出し、汗をかいて儲かる農林業の実現』を目指し、「時代に対応した新たな農林業のしくみづくり」、「消費の多様化に対応した魅力ある商品づくり」、地域総合力の発揮による農山村の活力づくり、「命と暮らしを支えるやさしい環境づくり」の4つを基本方針に、持続性のある生産や力強い担い手づくり、安心・安全で需要に応える商品(もの)づくり、地産地消、6次産業化の推進、農村の多面的機能の発揮、災害に強い生産基盤の整備を推進することで、令和7年度の農業産出額242億円を目指すこととしている。

この目標達成に向けて、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的かつ集中的に講ずることにより、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者(以下「認定農業者」という。)の育成を図る。

1 効率的かつ安定的な農業経営体の育成

地域の優良な農業経営事例を踏まえ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり2,000時間程度)の水準を達成し、地域その他産業従事者と均衡する生活を営むことができるような年間所得(主たる従事者1人あたりの年間農業所得400万円程度)を確保することができるような効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの経営が地域における農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目標とする。

このため、集約型農業経営においては、高収益作物の導入及び産地形成を推進する。

一方、土地利用型農業経営においては、生産性の向上を図るため、農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による地域計画を基にほ場の集団化及び大区画化を推進するとともに、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業の積極的な活用により、利用権の設定等の促進を図る。また、農地所有適格法人等の土地利用調整活動による農地の連担化を促進し、地域及び営農の実態等に応じた効率的な土地利用を進める生産組織を育成する。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

竹田市の基幹産業である農業が、持続的に発展するためには、次代を担う力強い担い手の確保・育成が必要である。なお、45歳以上の中高年齢者についても、他産業従事経験等を活かして意欲的に農業を営もうとする者は、積極的に就農を支援する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標

年間総労働時間は、竹田市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する水準（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）を達成するとともに、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（1に示す効率的かつ安定的な農業経営目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

市内外での就農情報の発信、就農相談会の開催等を行うほか、栽培技術をはじめ農業経営に関する知識習得のため、ファーマーズスクールやスタートアップファームたけたの活用、指導農業士による技術・経営支援など、新規就農者にとって効率的かつ計画的な研修が可能な体制を整備する。

また、園芸や畜産部門を中心に、優良な個別経営体の法人化や企業参入を積極的に推進し、雇用就農の受け皿となる経営体が増加するように努める。

3 地域の実情に即した多様な担い手の位置付け

効率的かつ安定的な農業経営体の育成を基本に、地域農業の維持・発展のため、市内各地域の実態に即し、多様な担い手を以下のように位置付け、その育成を図る。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を補完する調整・連携組織等

地域内の多様な担い手とのネットワークを構築し、担い手の効率的な営農及び担い手不在集落の対応等を実施する竹田市地域農業経営サポート機構の活動の活性化を図る。

また、高齢者や障がい者、外国人等については、地域における多様な担い手としての位置付けや個別経営体との役割分担を明確にしたうえで、地域及び営農の実態に応じ、担い手を補完するものとして育成や活躍を図る。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の育成母体となる生産組織

地域及び営農の実態等に応じた多様な生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては法人化へ誘導を図る。

集落を基礎とした生産組織（集落営農組織）については、農地管理の面において重要な役割を担っている現状を踏まえ、さらなる規模拡大や経営の多角化を推進し、その経営発展を加速することにより、効率的かつ安定的な組織経営体へ誘導する。

地域別には、

ア 比較的平坦では場整備の進んだ地域においては、農用地の利用調整等を通じて農業で自立できる個別経営体や認定農業者を中心に法人を育成する。

イ 中山間地域等の担い手が不足する地域においては、集落等を基礎とした生産組織や法人の育成を図るとともに、労働集約型、高付加価値型、複合型経営へと誘導する。

また、これらの地域においては、担い手を補完する農作業受託等を行う集落営農組織を育成する。

(3) 女性の経営参画の促進

農村における女性は、市内の基幹的農業従事者の約4割を占めており、農業生産において重要な役割を担っている。こうした女性の力を農業経営に活かす必要があることから、女性農業経営士の育成や農業経営改善計画の共同申請の推進、家族経営協定等を通じて、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

また、本市では、新規就農者に占める女性の割合が増加傾向にあり、リーダーとして地域を牽引する女性も見られる。女性の労働環境の改善や独立就農に向けた研修体制を整備し、女性の活躍を推進する。

(4) 多様な担い手との連携

効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農業者、生きがい農業を行う高齢者、遊休農地を所有している農家等の関係については、地域資源の維持管理、担い手への補助労働力等の面での役割分担を明確にし、相互の連携協力によりメリットを享受できるよう地域コミュニティの活性化を図る。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に竹田市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえ、竹田市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模		労働力		生産方式	
					資本装備	
水稻 + 麦 + 大豆 (平坦地)	水稻 800 a + 麦 800 a + 大豆 400 a (経営面積 1,200 a)	基幹労力 1 人 補助労力 1 人	大型機械化体系 大区画化 団地化 ブロックローテーション	トラクター 田植機 コンバイン 乗用防除機 トラック		
水稻 + 大豆 + 飼料用米 (中山間)	水稻 800 a + 大豆 200 a + 飼料用米 200 a (経営面積 1,200 a)	基幹労力 1 人 補助労力 1 人	大型機械化体系 団地化 ブロックローテーション	トラクター 田植機 コンバイン 乗用防除機 トラック		
水稻 + 飼料用米 (中山間)	水稻 800 a + 飼料用米 400 a (経営面積 1,200 a)	基幹労力 1 人 補助労力 1 人	大型機械化体系	トラクター 田植機 コンバイン 乗用防除機 トラック		
茶	茶(生葉) 650 a	基幹労力 1 人 補助労力 1 人 雇用有り	共同製茶工場委託加工 共同販売 機械共同利用 化学農薬・化学肥料低減栽培	動力噴霧機 茶整枝機 可搬型摘採機 肥料散布機 トラック		
水稻 + 椎茸	水稻 500 a (中山間) + 乾椎茸 30,000 本 (年 7,500 本、150,000 駒接種)	基幹労力 1 人 補助労力 1 人	大型機械化体系 原木栽培	トラクター、田植機 コンバイン、乗用防除機 発電機、チェーンソー 乾燥機、ドリル 運搬車、トラック		

営農類型	経営規模	労働力	生産方式	
				資本装備
椎茸 + ピーマン	乾椎茸 30,000 本 (年 7,500 本、150,000 駒接種) ピーマン 10 a	基幹労力 1 人 補助労力 1 人	原木栽培 雨よけ栽培	発電機、チェーンソー 乾燥機、ドリル 運搬車、トラック ビニールハウス 動力噴霧機 マルチャー
椎茸	生椎茸 30,000 本 (用役ほだ木) (年 10,000 本、200,000 駒接種)	基幹労力 1 人 補助労力 1 人 雇用有り	原木栽培	ビニールハウス 浸水槽 保冷库、暖房機 発電機、チェーンソー 乾燥機、ドリル 運搬車、トラック
いちご	いちご 20 a (促成)	基幹労力 1 人 補助労力 1 人 雇用有り	高設栽培 棚式小型ポット育苗方式 電照・加温機導入	ビニールハウス 高設栽培施設 育苗施設 加温機、電照施設 予冷库 トラック、防除機
白ねぎ	白ねぎ 280 a	基幹労力 1 人 補助労力 1 人 雇用有り	一部ポット育苗 定植機利用	土寄せ機、播種機 定植機 皮むき機、コンプレッサー 結束機 トラクター、トラック
こねぎ	こねぎ 90 a	基幹労力 1 人 補助労力 1 人 雇用有り	周年出荷体系 高畦栽培 皮むき機導入	ビニールハウス トラクター、播種機 動力噴霧機、管理機 皮むき機 運搬車、トラック 肥料散布機
にら	にら 50 a	基幹労力 1 人 補助労力 1 人 雇用有り	周年出荷体系	ビニールハウス 動力噴霧機 背負式動噴、管理機 トラクター、トラック

営農類型	経営規模	労働力	生産方式	
			資本装備	
トマト	トマト 30 a (夏秋)	基幹労力 1 人 補助労力 1 人 雇用有り	雨よけ栽培 選果機、セル苗利用 無人防除機導入	ビニールハウス クローラースプレーヤー 灌水ポンプ マルチャー トラクター、トラック 堆肥散布機
トマト (加温)	トマト 30 a (夏秋・加温延長)	基幹労力 1 人 補助労力 2 人 雇用有り	養液栽培システム 共同選果 マルチャー導入	低コスト耐候型ハウス クローラースプレーヤー 灌水ポンプ 加温機 マルチャー、土壤消毒機 トラクター、トラック 堆肥散布機
ミニ トマト	ミニトマト 20 a (夏秋)	基幹労力 1 人 補助労力 2 人 雇用有り	雨よけ栽培 選果機導入 マルチャー導入	ビニールハウス 動力噴霧機 灌水ポンプ マルチャー、土壤消毒機 トラクター、トラック
ピーマン	ピーマン 25 a (中山間地夏秋)	基幹労力 1 人 補助労力 1 人 雇用有り	雨よけ栽培 共同育苗、共同選果	ビニールハウス 動力噴霧機 灌水ポンプ マルチャー、土壤消毒機 トラクター、トラック
水耕葉物 野菜	非結球レタス 20 a ほうれん草 30 a	基幹労力 1 人 補助労力 2 人 雇用労力 12 人	養液栽培システム	低コスト耐候型ハウス 選果場
たまねぎ	たまねぎ 400 a	基幹労力 1 人 補助労力 1 人 雇用有り	早生＋中晩生	トラクター、トラック 動力噴霧機、管理機 半自動移植機 半自動収穫機 ホエビッガー 小型コンテナ 作業関係の資本装備

営農類型	経営規模		労働力		生産方式	
					資本装備	
さといも + 水稲	さといも	300 a	基幹労力	1 人	露地栽培	トラクター、トラック 動力噴霧機 マルチャー 水稲の資本装備
	水稲	1,000 a	補助労力	1 人		
キャベツ	キャベツ	270 a	基幹労力	1 人	夏秋どり	トラクター、トラック ビニールハウス 動力噴霧機 運搬車、管理機
にんにく + 水稲 + 麦	にんにく	200 a	基幹労力	1 人	マルチ栽培	トラクター、トラック ロータリー 動力噴霧機 管理機 農作業舎(貯蔵庫) 水稲・麦の資本装備
	水稲	130 a	補助労力	1 人		
	麦	170 a	雇用有り			
なす + スナップ エンドウ	なす	25 a	基幹労力	1 人	整枝・誘引栽培	ビニールハウス 暖房機 動力噴霧機 トラクター、トラック 防虫ネット
	スナップエンドウ	20 a	補助労力	1 人	追いかけ栽培	
レタス + ニンジン + スイートコーン	レタス	100 a	基幹労力	1 人	春どり、秋どり	トラクター、トラック 運搬車、移植機 管理機 ブームスプレーヤー 動力噴霧機
	ニンジン	150 a	補助労力	1 人	冬どり	
	スイートコーン	200 a			夏どり	
カボス	ハウスカボス (加温ハウス)	20 a	基幹労力	1 人	SS(スビートスプレー)防除	ビニールハウス 貯水槽、暖房機 動力噴霧機 運搬車、トラック スビートスプレーヤー
	露地カボス (露地)	50 a	補助労力	1 人	共同選果場	
	露地カボス (短期貯蔵)	100 a	雇用有り		貯蔵庫	

営農類型	経営規模		労働力		生産方式	
					資本装備	
ぶどう	ピオーネ	15 a	基幹労力	1 人	加温ハウス栽培 SS(スปี-ト`スプレー)防除 一部被覆栽培	ビニールハウス 一部被覆アーチ 果樹棚、灌水施設 スปี-ト`スプレー 運搬車、トラック
	(加温)		補助労力	1 人		
	シャインマスカット	15 a	雇用有り			
	(加温)					
	ピオーネ	10 a				
(一部被覆)						
シャインマスカット	10 a					
(無加温)						
シャインマスカット	10 a					
(一部被覆)						
キク	施設キク	40 a	基幹労力	1 人	年3作栽培	鉄骨ハウス、冷蔵庫
			補助労力	1 人	自動灌水装置の導入	自動灌水・防除施設
			雇用有り		自動防除機の導入	電照シェード施設
					自動選花機の導入	暖房機、自動選花機
						土壤消毒機
						トラクター、トラック
トルコ ギキョウ	トルコギキョウ (冬春出荷型)	20 a	基幹労力	1 人	年2度切り方式	強化型ハウス
			補助労力	1 人		出荷調整施設
			雇用有り			灌水施肥施設
						暖房機、電照施設
						動力噴霧機
						トラクター、トラック
アルスト ロメリア	アルストロメリア	30 a	基幹労力	1 人		強化型ハウス
			補助労力	1 人		出荷調整施設
			雇用有り			灌水施肥施設
						動力噴霧機
						トラクター、トラック
ストック + ヒマワリ	ストック	60 a	基幹労力	1 人	直播栽培(12~3月出荷)	ビニールハウス
	ヒマワリ	60 a	補助労力	1 人	年2作栽培(4~8月出荷)	トラクター、トラック
			雇用有り			動力噴霧機
						管理機

営農類型	経営規模		労働力		生産方式	
					資本装備	
スイートピー ＋ ホオズキ	スイートピー	20 a	基幹労力	1 人	施設栽培	ビニールハウス
	ホオズキ	20 a	補助労力	1 人	施設栽培(新盆) 雨よけ栽培(旧盆)	加温機 トラクター、トラック 動力噴霧機 管理機
ホオズキ ＋ ヤマジノギク	ホオズキ	30 a	基幹労力	1 人	施設栽培(新盆)	ビニールハウス
	ヤマジノギク	10 a	補助労力	1 人	雨よけ栽培(旧盆) 露地	トラクター、トラック 動力噴霧機 管理機
肉用牛	肥育牛 (黒毛和種)	240 頭	基幹労力	1 人	去勢 240 頭規模 一部自給飼料	群飼方式肥育牛舎 直下型換気扇 トラクター、トラック タイヤショベル 堆肥舎
肉用牛 (専業) 飼料購入 (コントラクター 利用)	繁殖牛 (舎飼)	50 頭	基幹労力	1 人	舎飼型	フリーバーン牛舎 連動スタンション 直下型換気扇 トラクター、トラック タイヤショベル 堆肥舎
肉用牛	繁殖牛 (放牧)	35 頭	基幹労力	1 人	放牧活用型 (共同利用牧場等)	簡易牛舎 連動スタンション 堆肥舎
肉用牛 (一貫)	肥育牛 (黒毛和種) 繁殖牛 (黒毛和種)	30 頭 40 頭	基幹労力	1 人	舎飼型	牛舎、堆肥舎 敷料、機械倉庫 タイヤショベル トラクター、トラック
酪農	酪農(経産牛)	50 頭	基幹労力	1 人	フリーストール方式 フリーバーン方式 タイストール方式	フリーストール牛舎 フリーバーン牛舎 タイストール牛舎 ミルクゲパーラー 堆肥舎

営農類型	経営規模		労働力		生産方式	資本装備
養豚	養豚(母豚)	100 頭	基幹労力	1 人	一貫経営	繁殖豚舎
			補助労力	1 人		肥育豚舎
			雇用有り			自動給餌装置 堆肥舎
採卵養鶏	採卵鶏	50,000 羽	基幹労力	1 人	ホールイン・ホールアウト方式	ウイントレス鶏舎
			補助労力	3 人		自動給餌装置
			雇用有り			堆肥舎

〔組織経営体〕

営農類型	経営規模			労働力		生産方式	資本装備		
水稲 + 飼料用米 + 大豆 + 麦	水稲	3,000	a	基幹従事者	5 人	大型機械化体系 大区画化 団地化 ブロックローテーション	トラクター		
	飼料用米	1,000	a				補助従事者	1 人	トラック
	大豆	1,000	a						田植機
	麦	5,000	a						コンバイン
	(経営面積	5,000	a)						乗用防除機
水稲	1,200	a	基幹従事者	2 人	中型機械化体系	トラクター			
飼料用米	800	a				補助従事者	1 人	トラック	
麦	2,000	a						田植機	
(経営面積	2,000	a)						コンバイン	
								乗用防除機	

○経営管理の方法

- ・複式簿記の実施による経営と家計の分離を図る。
- ・貸借対照表、損益計画書により、経営状況を把握する。
- ・生産計画、利益計画、資金繰り計画等の経営計画を月別、年別に作成する。
- ・月別経営計画と実績を比較し、経営計画の見直しを図る。
- ・資金の有効利用により、目標とする経営に向け改善を図る。
- ・経営規模の拡大に伴い、必要となる雇用労力の安定確保を図るとともに、家族経営協定の締結や就労条件等の整備により、役割の分担や給料制等を導入する。
- ・農業経営収入保険等のセーフティネット活用により、経営の安定化を図る。

○農業従事の態様

- ・ロボットやI o Tを活用するスマート農業の導入等により省力化・軽労化を総合的に推進し、作業方式の改善を図る。
- ・労働計画に基づいた時間運営によって労働の効率化や労働時間の短縮を図る。
- ・家族労働力で不足する時期には、雇用労力の確保や作業の委託等により、過重労働を防止する。
- ・家族経営協定の締結等により定期的な休日・余暇を確保する。畜産経営については、ヘルパー制度等の有効活用を図る。
- ・従事者の健康や安全を確保するため、作業に適した装備（防除衣、防塵マスク、イヤーマフ、防振手袋等）とともに、機械作業などの安全点検を励行する。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の2の(2)に示した農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、竹田市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

なお、以下に示す以外の営農類型については、第2に示す基本的指標のおおむね6割を目標とする。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	労働力	生産方式		資本装備
いちご	いちご (促成) 15 a	基幹労力 1 人 補助労力 1 人 雇用有り	高設栽培 棚式小型ポット育苗方式 電照・加温機導入		ビニールハウス 高設栽培施設 育苗施設 加温機、電照施設 予冷库 トラック、防除機
白ねぎ	白ねぎ 170 a	基幹労力 1 人 補助労力 1 人 雇用有り	一部ポット育苗 定植機利用		土寄せ機、播種機 定植機 皮むき機、コブレッサー 結束機 トラクター、トラック
こねぎ	こねぎ 55 a	基幹労力 1 人 補助労力 1 人 雇用有り	周年出荷体系 高畦栽培 皮むき機導入		ビニールハウス トラクター、播種機 動力噴霧機、管理機 皮むき機 運搬車、トラック 肥料散布機

営農類型	経営規模	労働力	生産方式		
			資本装備		
ニラ	ニラ 30 a	基幹労力 1 人 補助労力 1 人 雇用有り	周年出荷体系		ビニールハウス 動力噴霧機 背負式動噴、管理機 トラクター、トラック
トマト	トマト 20 a (夏秋)	基幹労力 1 人 補助労力 1 人 雇用有り	雨よけ栽培 選果機、セル苗利用 無人防除機導入		ビニールハウス クローラースプレーヤー 灌水ポンプ マルチャー トラクター、トラック 堆肥散布機
トマト (加温)	トマト 20 a (夏秋・加温延長)	基幹労力 1 人 補助労力 1 人 雇用有り	養液栽培システム 共同育苗、共同選果 マルハナバチ導入		低コスト耐候型ハウス クローラースプレーヤー 灌水ポンプ 加温機 マルチャー、土壤消毒機 トラクター、トラック 堆肥散布機
ミニ トマト	ミニトマト 15 a (夏秋)	基幹労力 1 人 補助労力 1 人 雇用有り	雨よけ栽培 選果機導入 マルハナバチ導入		ビニールハウス 動力噴霧機 灌水ポンプ マルチャー、土壤消毒機 トラクター、トラック
ピーマン	ピーマン 15 a (中山間地夏秋)	基幹労力 1 人 補助労力 1 人 雇用有り	雨よけ栽培 共同育苗、共同選果		ビニールハウス 動力噴霧機 灌水ポンプ マルチャー、土壤消毒機 トラクター、トラック
水耕葉物 野菜	非結球レタス 10 a ほうれん草 20 a	基幹労力 1 人 補助労力 12 人	養液栽培システム		低コスト耐候型ハウス 選果場

営農類型	経営規模		労働力		生産方式	
					資本装備	
ぶどう	ピオーネ	10 a	基幹労力	1 人	加温ハウス栽培 SS(スปี-ト`スプレー)防除 一部被覆栽培	ビニールハウス 一部被覆アーチ 果樹棚、灌水施設 スปี-ト`スプレー 運搬車、トラック
	(加温)		補助労力	1 人		
	シャインマスカット	10 a	雇用有り			
	(加温)					
	ピオーネ	5 a				
(一部被覆)						
	シャインマスカット	5 a				
	(無加温)					
	シャインマスカット	10 a				
	(一部被覆)					
キク	施設キク	25 a	基幹労力	1 人	年3作栽培 自動灌水装置の導入 自動防除機の導入 自動選花機の導入	鉄骨ハウス、冷蔵庫 自動灌水・防除施設 電照シート`施設 暖房機、自動選花機 土壤消毒機 トラクター、トラック
			補助労力	1 人		
			雇用有り			
トルコ ギキョウ	トルコギキョウ (冬春出荷型)	12 a	基幹労力	1 人	年2度切り方式	強化型ハウス 出荷調整施設 灌水施肥施設 暖房機、電照施設 動力噴霧機 トラクター、トラック
			補助労力	1 人		
			雇用有り			
アルスト ロメリア	アルストロメリア	20 a	基幹労力	1 人		強化型ハウス 出荷調整施設 灌水施肥施設 動力噴霧機 トラクター、トラック
			補助労力	1 人		
			雇用有り			
スイートピー + ホオズキ	スイートピー	10 a	基幹労力	1 人	施設栽培 施設栽培(新盆) 雨よけ栽培(旧盆)	ビニールハウス 加温機 トラクター、トラック 動力噴霧機 管理機
	ホオズキ	15 a	補助労力	1 人		
			雇用有り			

営農類型	経営規模		労働力		生産方式	
					資本装備	
ホオズキ + ヤマシノギク	ホオズキ 15 a	ヤマシノギク 10 a	基幹労力 1 人	補助労力 1 人	施設栽培(新盆) 雨よけ栽培(旧盆) 露地	ビニールハウス トラクター、トラック 動力噴霧機 管理機
肉用牛 (独立 就農型) 就農2年 目までヘル パー、コントラ 等に勤務	繁殖牛 (舎飼) 20 頭		基幹労力 1 人		舎飼型	フリーバーン牛舎 連動スタンション 直下型換気扇 堆肥舎 軽トラック 小型タイヤショベル ロールグラブ
肉用牛 (親元 就農型) 自給飼料 生産	繁殖牛 (舎飼) 25 頭		基幹労力 1 人		舎飼型	フリーバーン牛舎 連動スタンション 直下型換気扇 堆肥舎 軽トラック 小型タイヤショベル 自給飼料生産機械一式 ロールグラブ

○経営管理の方法

- ・複式簿記の実施による経営と家計の分離を図る。
- ・貸借対照表、損益計画書により、経営状況を把握する。
- ・生産計画、利益計画、資金繰り計画等の経営計画を月別、年別に作成する。
- ・月別経営計画と実績を比較し、経営計画の見直しを図る。
- ・資金の有効利用により、目標とする経営に向け改善を図る。
- ・経営規模の拡大に伴い、必要となる雇用労力の安定確保を図るとともに、家族経営協定の締結や就労条件等の整備により、役割の分担や給料制等を導入する。
- ・農業経営収入保険等のセーフティネット活用により、経営の安定化を図る。

○農業従事の態様

- ・ロボットやIoTを活用するスマート農業の導入等により省力化・軽労化を総合的に推進し、作業方式の改善を図る。
- ・労働計画に基づいた時間運営によって労働の効率化や労働時間の短縮を図る。
- ・家族労働力で不足する時期には、雇用労力の確保や作業の委託等により、過重労働を防止する。

- ・家族経営協定の締結等により定期的な休日・余暇を確保する。畜産経営については、ヘルパー制度等の有効活用を図る。
- ・従事者の健康や安全を確保するため、作業に適した装備（防除衣、防塵マスク、イヤーマフ、防振手袋等）とともに、機械作業などの安全点検を励行する。

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

竹田市の特産品である水稻、トマト、ミニトマト、ピーマン、キャベツ、スイートコーン、カボス、ぶどう、椎茸、肉用牛などの農畜産物を安定的に生産し、竹田市農業の維持・発展に必要なとなる効率的かつ安定的な経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を持った人材の確保・育成に取り組む。

このため、認定農業者及び認定新規就農者に対する各種支援制度を活用するとともに、おおいた農業経営・就農支援センターや地域就農ガイドセンター、大分県農業協同組合等と連携して研修や指導、相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、就農情報の提供、農地、農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定とフォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様の改善、家族経営協定の締結による就業制、休日制等の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、竹田市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事をもちながら農業に従事する者などの農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し、活躍できるための情報提供、受入体制の整備、研修や交流会の実施等の支援を行う。

2 竹田市が主体的に行う取り組み

次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始または農業への就業）をしようとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、おおいた農業経営・就農支援センターや地域就農ガイドセンター、大分県農業協同組合等と連携して、就農・就業希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談、農用地のあっせん・確保、資金調達等の支援を行う。

また、就農後の定着に向けて、営農や販路開拓、生活に関することまで幅広い相談に対応する等、新規就農者が必要とするサポートを就農準備段階から定着するまで、大分県豊肥振興局や大分県農業協同組合等の関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

さらに、新規就農者が地域内で孤立することがないように配慮を行うとともに、地域農業を担う者として育成する場合は、必要に応じて各種協議の場への参加や地域計画の見直し等の措置を講

じる。

新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、国や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるようフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

竹田市は、農業委員会、大分県、大分県農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、全体的な管理・推進を行いながら就農希望者への情報提供や相談対応、農用地のあっせん・確保、就農後の定着に向けた支援を以下のとおり実施する。

- ① 竹田市農業委員会、大分県農業会議、大分県農地中間管理機構は、新たに農業経営を始めようとする者に対して、農用地に関する相談対応、情報の提供、紹介・あっせんを行う。
- ② 地域（自治会、校区、地域計画の作成区域等）では、農業を担う者を受け入れるための雰囲気づくりやコミュニティづくりを行う。

4 就農・就業希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集と相互提供

竹田市は、おおいた農業経営・就農支援センターや地域就農ガイドセンター、大分県農業協同組合等と連携して就農希望者の支援情報や定着後の営農に必要な情報、農業を担う者の確保・育成に関する情報を収集し、相互に提供する。

また、就農・就業希望者から研修先や農用地のあっせん等の依頼があった場合は、収集した情報を活用し、就農・就業希望者が研修先や農用地の所有者と繋がるように努める。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

第1の1に掲げる効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標を地域における農用地の利用に占めるシェアで示すと、次に掲げるとおりである。

目標の達成に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して農用地を面的に集積するように努める。また、十分に農用地の利用集積が進んだ地区においては、地域計画の協議や基盤整備事業の活用を契機として、利用権の再配分等による農用地の集約化を図る。

効率的かつ安定的な農業経営体が地域における 農用地の利用に占めるシェアの目標
90%

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

竹田市は、大分県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、竹田市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化、農業者の高齢化や担い手不足の著しい進行などの特徴を踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

竹田市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ③ 地域計画の策定事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 現在、基盤整備事業が進められている地区及び今後、基盤整備事業の実施を予定している地区においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を生かすため、利用権の設定等を重点的に推進する。特に、農地中間管理機構関連農地整備事業など換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区等の主体的な取り組みによって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。また、委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業についても積極的に推進する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

さらに、竹田市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭

和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青年等の農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため、利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が農用地利用集積計画等による利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業又は法第7条第1号に規定する特例事業を行う農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法第101号)第2条第4項)又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これ

らの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会、その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、農用地利用集積計画等により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため、利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画等において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人等である農事組合法人が、主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態を取ることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り値行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

農用地利用集積計画等により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 竹田市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画等の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（政令第6条第2号の地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）からの農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）に定められた様式第7号による開発事業計画を提出

させる。

② 竹田市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画等の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画等の策定期間

① 竹田市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画等を定める。

② 竹田市は、農用地利用集積計画等の定めるところにより設定（又は移転）された利用権等の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画等を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画等は、現に定められている農用地利用集積計画等に係る利用権等の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権等の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権等の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 竹田市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、竹田市に農用地利用集積計画等を定めるべき旨を要請することができる。

② 竹田市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画等に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画等に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画等の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 竹田市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の

内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

- ② 竹田市は、(5)の②から④の規定による農地中間管理機構、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、竹田市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 竹田市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようとする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
(①に規定する者が法第4条第4項に規定する特定法人である場合には、実施主体等との協定に違反した場合には、実施主体は賃借権又は使用貸借を解除することができる旨の条件を含む。)
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる日に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法(昭和27年法律第229号)第6条

の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ その者が賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

竹田市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該農地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を越える共有持ち分を有する者の同意を得られていれば足りるものとする。

(9) 公告

竹田市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を竹田市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

竹田市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

竹田市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 竹田市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期

限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 竹田市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 竹田市は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を竹田市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 竹田市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

(1) 竹田市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う(公社)大分県農業農村振興公社(以下、「県公社」と)との連携の下に、県公社の業務の一部を受託し、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 竹田市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 地域計画の策定事業に関する事項

(1) 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を区域ごとに設定する。

(2) 開催に係る情報提供の方法

市の広報やホームページへの掲載に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

(3) 参加者

農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とする。

(4) 協議すべき事項

区域における農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる農用地等区域、その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(5) 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する

(6) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準

これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ることとする。

(7) 地域計画の策定の進め方

竹田市は、地域計画の策定に当たって、竹田市農業委員会、大分県、大分県農地中間管理機構、大分県農業協同組合、土地改良区等の関係機関と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公告に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施することとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

竹田市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、上記の区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない場合に限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付24経営第564号農林水産省経営局長通知)」に定める認定申請書を竹田市に提出して、農用地利用規程について竹田市の認定を受けることができる。

② 竹田市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 竹田市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を竹田市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業

団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 竹田市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 竹田市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努

める。

- ② 竹田市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、県、農業協同組合、農地中間管理機構(県公社)の指導、助言を求めてきたときは、竹田地域担い手育成総合支援協議会、竹田市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

竹田市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託の仲介・あっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は担い手の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、市及び農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に向けた取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業受委託を促進するための環境整備を図ることとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

竹田市は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるととも

に、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の2に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、その他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 受入環境の整備

竹田市は、就農ガイドセンターを就農促進のための拠点に位置づけ、農業委員会、大分県農業協同組合などと連携しながら、就農相談を行い、就農希望者に対し市内での就農に向けた情報提供を行う。

また、市内の先進農家や農業法人、集落営農等と連携して、大学や新規就農者等の研修の受入れを行う。

(2) 就農希望者に対する情報発信及び相談対応

就農希望者に対して、竹田市への就農を促進するため、関係機関と連携してホームページやパンフレットを活用した情報発信や市内外で開催される就農相談会や移住相談会等において各種研修制度や新規就農者育成総合対策事業、各種制度融資、市独自の支援制度の紹介や主要品目の経営指標に関する情報等の提供を行う。

(3) 就農に向けた技術習得のための支援

新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組として、市内外での就農情報の収集および発信を行うほか、栽培技術や農業経営に関する知識習得のため、大分県立農業大学校やファーマーズスクール、スタートアップファームたけたの活用、指導農業士による技術・経営支援を行う。

(4) 定着に向けた取り組み

地域が策定する地域計画において、新規就農者が中心的経営体として位置づけられるよう促し、地域の新たな担い手としての定着を支える。

また、新規就農者に対する技術指導および経営相談などの支援を県、農業協同組合、指導農業士等と協力して継続的に行い安定的な経営体への育成を図る。

(5) 経営発展に向けた取り組み

竹田市は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、青年等就農計画の作成を支援し、認定新規就農者の認定取得を促す。さらに、経営指導や規模拡大の支援を行うことによって青年等就農計画の達成を支援する。

また、認定新規就農者から認定農業者への円滑な移行を促すため、農業経営改善計画策定の支援を行い、同計画の達成に向けた支援を継続的に行う。

8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

竹田市は、1から7までに掲げた事項の促進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 竹田市は、①農業生産基盤整備、②生活環境基盤整備、③生態系保全施設整備の促進を通じて、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

①農業生産基盤については、農業用排水施設・農道整備事業を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図る上での条件整備を図る。

②生活環境基盤整備については、農業集落道、営農飲雑用水施設、農村公園施設、活性化施設整備事業を推進し、定住条件の整備を行い、担い手の確保に努める。

③生態系保全施設整備については、鳥獣害防止施設整備事業を推進し、地域の農業者が安心して農業経営が行えるよう整備するとともに、農業生産の向上を図る。

イ 竹田市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営体の育成を図ることとする。また、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、面的集積による効率的作業単位の形成と望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 竹田市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

竹田市は、農業委員会、県、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営体の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、竹田地域担い手育成総合支援協議会及び竹田市農業再生協議会のもとで連携を図りながら協力するよう努めるものとし、竹田市はこのような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年8月22日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成22年5月11日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成26年9月24日から施行する。
- 4 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

別紙1（第6の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号の2に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- （2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- （3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙 2 (第 6 の 1 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は10年 (農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間) とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて10年とすることが相当でない と認められる場合には、10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定す</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの で 定め た 場 合 に は、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権を受取る者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした</p>

<p>権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>る。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものなどで定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のものなどで定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>		<p>金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき竹田市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
--	--	--	---

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案し	Ⅰの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

	<p>て算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>		
--	--	--	--

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経</p>	<p>Iの③に同じ。</p> <p>この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</p>	Iの④に同じ。

	<p>営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>		
--	---------------------------------------	--	--

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため、高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>